

滋病防第51号
令和6年(2024年)7月23日

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第1号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和6年度 病害虫発生予察特殊報第1号

令和6年(2024年)7月23日
滋賀県

病害虫名 メロン退緑黄化病
病原ウイルス名 ウリ類退緑黄化ウイルス(Cucurbit chlorotic yellows virus : CCYV)
対象作物 メロン
発生地域 滋賀県南部

1. 発生経過

- 令和6年7月、滋賀県南部の施設メロンほ場において、葉に退緑および黄化症状を示す株が認められた(写真1~3)。
- 滋賀県病害虫防除所において、RT-PCR法による検定を実施したところ、県内では未発生のウリ類退緑黄化ウイルス(Cucurbit chlorotic yellows virus : CCYV)による「メロン退緑黄化病」であることが判明した。
- 本ウイルスによる病害は平成20年に佐賀県、大分県、宮崎県および熊本県で初めて特殊報が発表され、現在では26府県で発生が確認されている。

2. 本病の特徴

(1) 病徴

発生初期は葉に退緑小斑点を生じる。症状が進むと次第に斑点が拡大しながら癒合し、徐々に黄化する。さらに進展すると、葉脈部分を残して黄化する。特に、感染時期が早いほど、発病の割合が高くなる。発病株では果実の肥大が不良となり、糖度の低下や収量の減少といった被害が発生する。

(2) 伝染経路

- 本ウイルスはタバココナジラミ(写真4)により半永続伝搬(ウイルス媒介能力が数時間から数日間保持)される。経卵伝染、汁液伝染、種子伝染および土壌伝染はしないと報告されている。
- 国内ではメロン、キュウリおよびスイカにおいて、自然感染が確認されている。接種試験ではウリ科、ナス科、アカザ科など広範な植物に感染することが確認されている。

3. 防除対策

(1) 媒介虫であるタバココナジラミの防除を徹底する。

- 施設開口部に目合い0.4mm以下の防虫ネットを張り、施設内へのタバココナジラミの侵入を防ぐ。

- ②黄色粘着ロールや粘着板を活用し、タバココナジラミの早期発見や密度低下に努める。本虫の誘殺が確認された場合は、速やかに薬剤防除を実施する。
 - ③施設内および周辺の雑草はタバココナジラミの発生源となるので、徹底して除去する。
 - ④施設栽培では、タバココナジラミを周辺に分散させないため、栽培終了後にすべての株を地際から切断または抜根し、施設を密閉して死滅させる。
 - ⑤薬剤感受性低下を防ぐため、同一グループの薬剤の連用を避ける。
- (2) 発病株は直ちに抜き取り、ポリ袋等に密閉してほ場外に持ち出して処分するか、土中深くに埋め込むなど適切に処分する。



写真1 葉の症状

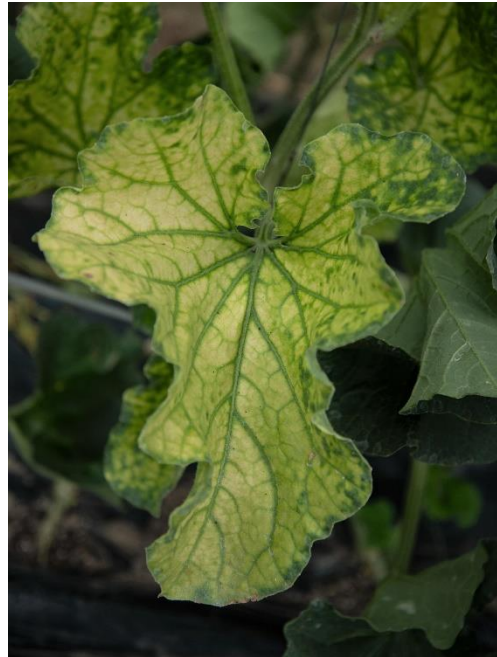


写真2 葉の症状（症状が進行したもの）



写真3 発病株の症状



写真4 タバココナジラミ（成虫）

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所

TEL:0748-46-4926・6160 FAX:0748-46-5559 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。